

特定既存単独処理浄化槽に係る
事務処理方針

令和3年8月

大気水質保全課

目次

1 趣旨	1
2 取り扱う事務	1
3 関係する条文	1
4 事務フロー	1

第1章

(1) 法定検査結果からの把握	3
(2) 法第53条の立入検査の実施	3
(3) 特定既存単独処理浄化槽の判定	3
(4) 苦情等で把握した法定検査未受検浄化槽に係る対応方針について	4
(5) 法第12条及び附則第11条の指導等権限が委譲されている市町村との連携について	4

第2章

(1) 附則第11条第1項に基づく指導・助言の実施	5
(2) 附則第11条第2項に基づく勧告	6
(3) 附則第11条第3項に基づく措置命令	6
(4) 罰則規定	6
(5) その他	6

別表1	7
-----------	---

別表2	10
-----------	----

1 趣旨

本事務処理方針は、浄化槽法（以下「法」という。）に規定する特定既存単独処理浄化槽について、その把握から、判定、指導、不利益処分までの事務の手順について定めるものとする。

2 取り扱う事務

- (1) 浄化槽法附則第11条（以下「附則11条」という。）第1項に規定する助言・指導
- (2) 附則第11条第2項に規定する勧告
- (3) 附則第11条第3項に規定する措置命令

3 関係する条文

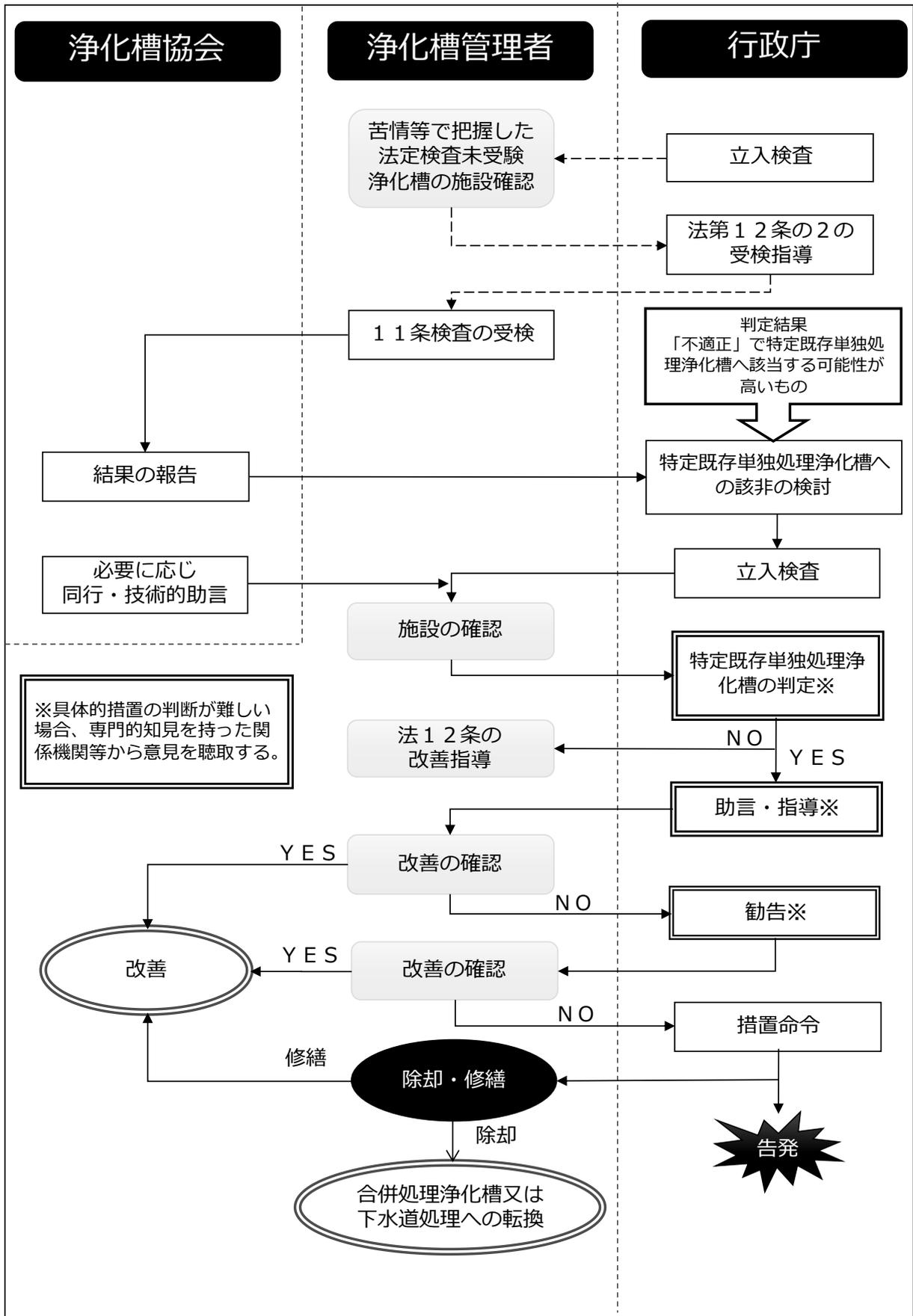
- (1) 法第11条第1項 法定検査の実施
- (2) 法第11条第2項 法第7条第2項を準用する指定検査機関からの報告
- (3) 法第12条第1項 浄化槽管理者等への指導・助言・勧告
- (4) 法第12条の2 法定検査の実施に関する指導・助言
- (5) 法第53条第1項 関係機関からの報告徴収
- (6) 法第53条第2項 浄化槽のある場所への立入検査

4 事務フロー

図1のとおりとする。

[考え方]

- ① 特定既存単独処理浄化槽へ該当する可能性が高い浄化槽の把握は、法第11条に規定する法定検査（以下「11条検査」という。）の判定が「不適正」であることを前提とする。
- ② 「不適正」の判定のうち、特定既存単独処理浄化槽の該非のための立入検査の実施を判断する基準を別表1に定める。
- ③ 特定既存単独処理浄化槽への該非は、立入検査による現地確認を経ることを原則とする。
- ④ 特定既存単独処理浄化槽に該当しない浄化槽に対する指導・助言・勧告は法第12条によるものと整理する。
- ⑤ 附則11条の指導・助言は書面で行うことを原則とする。その際、当該指導・助言が附則11条に基づくものであることを管理者が認識できる内容とする。
- ⑥ 勧告を行うにあたっては、管理者の意向に配慮したうえで実現可能な期限を設ける。
- ⑦ 措置命令の発出にあたっては、行政手続法の手続きに則る。



<図1 事務フロー>

第1章 特定既存単独処理浄化槽の把握と判定

(1) 法定検査結果からの把握

当該基準は別表1のとおりとし、浄化槽協会と共有する。浄化槽協会は、別表1に該当した場合は、法定検査結果の所見欄下部の補足事項に【そのまま放置すれば、生活環境、公衆衛生上悪影響を及ぼす可能性があるため、是正措置が必要です】と附記し、林務環境事務所へ送付する。

(2) 法第53条の立入検査の実施

(1)により把握した浄化槽に対し、法第53条第2項の立入検査を実施する。

なお、検査時の情報が必要と判断される場合は、あらかじめ必要な情報を浄化槽協会から入手しておくものとし、必要に応じて浄化槽協会検査員の同行を求めることとする。

立入検査においては、次の項目を確認し、その状況を写真で記録する。

① 法定検査後の不適正の改善の状況

② 不適正の状況

- 判断の基準は、浄化槽の現在の状況が、生活環境及び公衆衛生に悪影響を及ぼしているのか、または近い将来に及ぼすおそれが高いか

【生活環境及び公衆衛生に悪影響を及ぼしているかの判定項目の例】

- ・ 著しい悪臭、害虫、騒音
- ・ 放流水の透視度が4度（4cm未満）
- ・ 周辺に飲用井戸がある
- ・ 条例による単独処理浄化槽に対する規制や排出に対する規制等がある

③ 改善の目途

- 現状の不具合を改善する目途（依頼の有無、費用、期間）

※ 立入検査ではあらかじめ、立入検査を実施する理由及び同行者の有無について説明し、その住居者から承諾を得ること。

(3) 特定既存単独処理浄化槽の判定

特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かの判定は次のいずれにも当てはまる場合とする。

(2) ②・・・ 浄化槽の現在の状況が、生活環境及び公衆衛生に悪影響を及ぼしているのか、または近い将来に及ぼすおそれが高いと判断された

(2) ③・・・ 浄化槽の不具合が改善される目途がない

※ 不具合の改善の目途等、特定既存単独処理浄化槽に係る具体的措置内容の確定が困難な場合、専門的な意見を聞くため、関係機関等からの意見聴取を検討する。

(4) 苦情等で把握した法定検査未受検浄化槽に係る対応方針について

苦情等により把握した既存単独処理浄化槽であって、特定既存単独処理浄化槽である可能性が高い場合は、次の手順で判定を行うこととする。

- ① 法第12条の2の規定による法定検査の受検指導（受検している場合は、管理者への前倒し受検指導を検討）→ 法定検査結果を得て、事務フロー（図1）に従って進める。
 - ② 保守点検の契約がある場合、法第53条第1項の規定による保守点検業者への報告徴収（維持管理記録、不具合の改善に関する管理者への指示の有無など）
- ※ 立入検査時に当該浄化槽の不具合が明確に把握できた場合には、その検査結果により特定既存単独処理浄化槽と判定を行っても差し支えない。

重 要

附則11条第2項の勧告を発出するにあたり、具体的な措置内容を明示する必要があることから、法定検査の結果は重要である。

一方で、法定検査の未受検者が附則11条に係る指導等を免れることにつながるのは好ましくないため、不具合がある法定検査未受検の既存単独処理浄化槽の法第12条の2の指導は次とおり厳しく行う必要がある。

- ① 法定検査の申し込みを当日中に行うよう管理者へ指導を行う（申込書の記入までは、現場で確認を行う。）。
- ② 当日中に申し込みができない場合は指導票を交付し、申し込み予定日及び必要に応じて当日に申し込みができない理由を報告させる。
- ③ 指導後、正当な理由なく申し込み期限を超過した場合又は明らかに受検する意思が無いと判断された場合は、勧告を行う。

(5) 法第12条及び附則第11条の指導等権限が委譲されている市町村との連携について

市町村へ法第12条及び附則第11条の指導等権限が委譲されている場合で、既存単独処理浄化槽が法定検査未受検であったときは、法第12条の2の指導権限は県にあるので、市町村と連携して管理者指導を行う必要がある。（表1及び表2）

なお、保守点検業者に対する報告徴収は市町村に権限委譲されていない。

表1 権限委譲市町村及び県の事務権限

実施事項	条文	実施者	
		権限委譲市町村	県
保守点検又は清掃についての改善命令等 (浄化槽管理者に係るものに限る。)	法第12条	○	
定期検査についての勧告及び命令等	法第12条の2		○
報告徴収、立入検査等(浄化槽管理者に係るものに限る。)	法第53条	○	
報告徴収、立入検査等(保守点検業者等)	法第53条		○
特定既存単独処理浄化槽に対する措置	附則第11条	○	

表2 権限委譲市町村と連携する場合の県の事務

		法定検査の実施	
		有	無
保守点検の実施	有	保守点検業者への報告徴収	定期検査についての勧告及び命令等 保守点検業者への報告聴収
	無	—	定期検査についての勧告及び命令等

第2章 特定既存単独処理浄化槽への指導等

(1) 附則11条第1項に基づく指導・助言の実施〔参考様式1、2〕

第一段階となる指導・助言は、書面にて交付することとする。

指導及び助言については次のとおり整理する(区分して使用する必要なし)。

指導：なすべきことを示し、一定の方向に誘導すること

助言：なすべき行為またはその行為を行うときに必要となる事項を進言すること

事務フローでは、法第53条第2項の立入検査の結果も含めて特定既存単独処理浄化槽の該非を判定することとしており、法に基づく立入検査時に判断できる場合は、その場において附則11条第1項の指導・助言を実施することを可とする。このため、書面交付については、県知事名で指導文書を発出することを基本とするが、立入検査時に公害監視指導票を用いることも可とする(行政経営管理課に、指導票も附則11条の指導と捉えられることができることを確認済み)。

書面には根拠となる条文及び履行期限を記すこと。

(2) 附則 1 1 条第 2 項に基づく勧告〔参考様式 3〕

管理者に附則 1 1 条第 1 項の指導・助言を行った後、当該特定既存単独処理浄化槽の不具合が改善されていないと認められるとき、勧告を行う。

「改善されていないと認められるとき」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 法第 1 1 条の法定検査において、前回と同内容の不適正の結果が報告されたとき
- ② 不具合に起因する苦情等が発生し、解決に時間が要すると思慮される時

勧告は書面交付とし、措置の内容を具体的に示したうえで履行期限を定めること。また不履行となった場合は不利益処分があることを付記すること。

勧告の発出に当たっては、下水道の整備区域の存否、設置場所自治体での浄化槽設置整備事業の有無などを考慮すること。(判断材料となる事項の例・・・別表 2)

措置の内容については、必要に応じて浄化槽協会の検査員に助言を求めるとともに、当該浄化槽の保守点検を請け負っている者から法第 5 3 条 1 項に基づき報告徴収を行う。また、管理者から十分に聞き取り等を行い、経済的に合理的な措置を検討する。

(なお、勧告の発出に関して、当面は事前に大気水質保全課と協議を行うこととする)

(3) 附則 1 1 条第 3 項に基づく措置命令〔参考様式 4〕

勧告を発出したにもかかわらず、履行されないとき、措置命令を発出する。

措置命令は不利益処分であるので、原則として行政手続法第 1 3 条に規定する「弁明の機会の付与」の手続きを執ること。

(4) 罰則規定

措置命令に従わない者は、30 万円以下の罰金に処される。

(5) その他

何人からでも当該特定既存単独処理浄化槽について行政手続法第 3 6 条の 3 に規定する「処分等の求め」があった場合には、必要な調査を実施し、認められるときには勧告、命令等を行わなければならない。

別表1 特定既存単独処理浄化槽への該非の判断基準

根拠：浄化槽法定検査ガイドライン（H14.2）において、法定検査で重要度が高いとされる項目のうち、合併浄化槽・維持管理に係る項目を削除

区分	番号	チェック項目	不適正の内容	備考
槽の水平、浮上 又は沈下破損又 は変形等の状況	1	水平の状況	水平の狂いが認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
	2	浮上又は沈下の状況	浮上又は沈下が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
	3	破損又は変形の状況	破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
漏水の状況	4	漏水の状況	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。	
	5	溢流の状況	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。	
	7	嵩上げの状況	小型：嵩上げ高が30cmを超えている。あるいは嵩上げが30cm以下であっても維持管理作業性に著しい支障を与えている。 中・大型：維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	
浄化槽上部の状況	8	浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況	構築物がある、点検口がない、槽上部開口部の蓋の欠落等、維持管理作業性に著しい支障を与えることが明らかである。	
雨水、土砂等の 槽内への流入状況	9	雨水の流入状況	雨水排除管が接続されているなど、雨水の著しい流入が認められる。	
	11	その他の特殊な排水の流入状況	処理対象以外の排水管の接続が行われているなど、特殊な排水の著しい流入が認められる。	
	14	接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	接触材、ろ材、担体等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	

内部設備の固定状況	15	ばっ気装置の固定状況	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	ばっ気装置には、関連する空気配管、オリフィス等を含む。
	16	攪拌装置の固定状況	攪拌装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	凝集工程の急速、緩速かくはん装置、脱窒槽等の攪拌装置の場合
	17	汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	汚泥返送装置又は汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
	19	逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	逆洗装置又は洗浄装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである	
	21	消毒設備の固定状況	消毒装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
	22	越流せきの固定状況	越流せきの欠落、水平の狂い、破損変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
	23	隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	破損又は著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	
	24	その他の内部設備の固定状況	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	その他内部装置： 流量調整槽の分水計量装置、散水とい、平面酸化床、汚泥掻き寄せ機、回転板駆動装置、砂ろ過装置、活性炭吸着装置、集水装置、計測機器、警報装置、汚泥濃縮機、脱水機、制御盤、操作ラベル
	26	流入管渠及び放流管渠の設置状況	流入管渠又は放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。	
28	増改築等の状況	増改築に伴い、処理対象人員と人槽に大幅な差が生じており、処理機能に影響を与えることが明らかである。		

汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	62	消毒槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	
	64	放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。	
水の流れ方に係るその他の状況	66	汚泥の流出状況	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。	
使用に係るその他の状況	70	流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	流入汚水量、洗浄用水量等の著しい過多又は過少が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。	流入汚水量の過多の場合

別表2 附則11条第2項の勧告に際して考慮する判断材料の例

項目	内容
下水道整備事業	特定既存単独処理浄化槽が設置されている区域が下水道整備区域内である
補助事業	特定既存単独処理浄化槽が設置されている区域を管轄する自治体で、浄化槽設置整備事業を実施している
放流水質等の規制	他法令もしくは市町村条例等において、放流水質に規制がある
井戸の設置状況	特定既存単独処理浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある
苦情の有無	特定既存単独処理浄化槽の不具合を原因とした公害苦情が申し立てられている